

(子及び子と同居している者に関する情報を有している者)

第一条 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(以下「法」という。)(第五條第一項(法第二十條において準用する場合を含む。次條において同じ。))の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)(同法第二百四十四條に規定する専修学校又は同法第三百四十四條第一項に規定する各種学校をいう。次号において同じ。))の設置者

二 学校及び大学以外の教育施設であつて、我が国に居住する外国人を専ら対象とし、かつ、学校教育に類する教育を行うものの設置者

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十九條の二第一項に規定する施設の設置者

四 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所の管理者

五 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)第三条第五項に規定する水道事業者

六 電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者

七 電気事業法第二条第一項第六号に規定する特定電気事業者

八 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十七條第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の表の下欄に掲げる者

九 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者

十 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第五項(同法第二十八條の二において準用する場合を含む。))に規定する民間の団体の代表者

(子の住所等に関する情報の提供を求める方法)

第二条 外務大臣は、法第五條第一項の規定により、同項に規定する情報の提供を求める場合には、その求める情報の内容をできる限り具体的に特定し、当該情報を有していると思料される同項に規定する国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び前条各号に掲げる者に対し、文書により、当該情報を記載した書面の提出を求めるものとする。

(子の社会的背景に関する情報の提供を求める方法)

第四条 外務大臣は、法第十五條第一項の規定により、同項に規定する情報の提供を求める場合には、その求める情報の内容をできる限り具体的に特定し、当該情報を有していると思料される同項に規定する国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び前条に掲げる者に対し、文書により、当該情報を記載した書面の提出を求めるものとする。

附 則
この政令は、法の施行の日から施行する。

御 名 御 璽

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十二号 産業競争力強化法の施行期日定める政令

内閣は、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)附則第一条(第一号を除く。))の規定に基づき、この政令を制定する。

産業競争力強化法の施行期日は平成二十六年一月二十日とし、同法附則第二条に掲げる規定の施行期日は同年四月一日とする。

産業競争力強化法施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十三号

産業競争力強化法施行令

内閣は、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第十四項、第十七項第五号及び第八号並びに第二十六項、第二十八條第一項、第三十四條第一項及び第三項、第三十五條第一項、第三十九條第一項各号、第四十一條第一項第一号及び第四項第一号、第五十四條第三項、第五十五條第三項、第六十一條第一項、第七十五條、第九十九條第二項ただし書、第百十五條第四項及び第五項、第百二十一條第三項及び第八項、第百二十八條第六項並びに第百三十三條第一号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

(事業再生から除外する手続)

第一条 産業競争力強化法(第十一條第十三号を除き、以下「法」という。)(第二条第十四項の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)とする。

(中小企業者の範囲)

第二条 法第二十七項第五号の政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一 ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

2 法第二十七項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 商工組合及び商工組合連合会
- 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣臨時代理 田村 憲久
法務大臣 谷垣 禎一
財務大臣臨時代理 谷垣 禎一
文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣臨時代理 田村 憲久
経済産業大臣 茂木 敏充
国土交通大臣 太田 昭宏